

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類一覧表 (店舗等)

小規模開発行為 (開発面積1,000㎡未満、質の変更のみの場合)

1	開発行為許可申請書	正・副 ＜省令別記様式第2 (令第16条関係)＞
2	建築制限等解除申請書	正・副 ＜市細則様式第16号 (第14条関係)＞
3	申請手数料	取手市手数料条例による (10,000円)
4	委任状	第三者に手続を委任する場合 (押印を省略する場合は申請者の自署又は連絡先を記入)
5	設計説明書	＜市細則様式第1号 (第4条関係)＞
6	公共施設の管理者の同意書	法第32条の同意 (道路、公園、下水道、水路等) ＜市細則様式第4号 (第5条関係)＞
7	公共施設の管理者等に関する書類	公共施設の管理者等に関する書類 (新たに設置される公共施設) ＜市細則様式第2号 (第4条関係)＞
		公共施設の管理者等に関する書類 (従前の公共施設) ＜市細則様式第3号 (第4条関係)＞
8	公共公益施設管理者等との協議書	法第32条協議 ＜市要綱様式第5号 (第4条関係)＞
9	店舗等を建築する旨申立書	建築する理由、土地選定理由を併せて記入 (参考様式有り)
10	住民票抄本又は会社登記簿	謄本・会社定款
11	事業計画書	事業内容 (店舗名、業種、規模、営業時間等)
		収支内訳書 (周辺集落から考えて見込みで算出)
		提供品目 (メニュー及び料金表)
		雇用計画 (資格要件がある場合は雇用契約書及び住民票抄本添付)
		資金計画 (融資証明書、残高証明書、建物・設備見積書)
12	申請地の登記事項証明書 (土地・建築物)	申請受付日より3ヶ月以内
13	土地所有権等の取得状況 ※必要に応じて、何れかを添付	贈与契約書 (印紙を貼る) の写し、贈与者の印鑑証明書 売買契約書 (印紙を貼る) の写し、抵当権者の同意書等
14	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 (土地)	所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等 ＜市細則様式第5号1 (第5条関係)＞
15	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 (工作物・建築物)	所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等 ＜市細則様式第5号2 (第5条関係)＞
16	添付図面等	図示事項については別紙「添付図書及び記載事項説明書」による
17	他法令の許可等	埋蔵文化財協議済書の写し
		水路占用許可書の写し (図面も含む)
		道路法第24条・第32条許可書の写し (図面も含む)
		農地転用許可申請書の写し又は許可書の写し
18	その他審査上必要と認める書類で指示のあったもの	

注) 土地・建物の登記事項証明書、公図の写し、戸籍全部事項証明書、住民票、評価証明、納税証明等は、3か月以内のものとしします。

注) 図面には作成した者の氏名の記載をお願いします。

注) 図面への明示すべき事項について、必要に応じて追記で記載をお願いする場合がございます。

注) 開発許可書交付時に、開発区域位置図、土地明細表、公図の写し、地積測量図、土地利用計画図、給水施設計画平面図、排水施設計画平面図を開発登録簿用として各一部提出をお願いします。

【添付図書及び記載事項説明書】

小規模開発行為（開発面積1,000㎡未満、質の変更のみの場合）

図面の種類	縮尺	明示する事項	備考
1. 開発区域位置図	1/10000	方位、縮尺、申請地 開発区域に想定浸水深3m以上の範囲が含まれている場合は水害時緊急避難場所への避難経路、距離、移動時間（徒歩・車）	都市計画図を使用すること。 （HP上に有り）
2. 案内図	1/2500	方位、縮尺、申請地	都市計画図を使用すること。
3. 連たん図	1/2500	方位、縮尺、申請地、連たん対象建築物（住宅）の戸数、市街化区域と市街化調整区域を区域区分する線、敷地間距離が50mを超える場合はその距離	住宅地図を使用すること。 連たん戸数は住宅に番号を記入すること。
4. 公図の写し	1/600以上	方位、縮尺、申請地 公図の写しの転写場所、日付、転写者の氏名（公図の写しの証明書を添付する場合は記入不要）	開発区域を朱色等で囲み、申請地を明示すること。 申請日より3ヶ月以内のものを使用すること。
5. 現況図	1/100以上	開発区域境界、等高線（地盤高及び基準点）、開発区域及びその周辺の公共施設・工作物の位置・形状、道路幅員・種別・番号	土地利用計画図と兼用可
6. 地積測量図	1/100以上	開発区域境界	土地利用計画図と兼用可
7. 土地利用計画図	1/100以上	開発区域境界、公共施設の位置・形状（道路幅員・種別・番号）、予定建築物の敷地の形状・用途・最高の高さ・最高の軒の高さ・計画高・地盤高さの基準点（BM）、給水・排水施設の位置・形状、法面の位置・形状、擁壁の位置・種類	
8. 平面図	1/100以上	建築物の用途・構造・建築面積・延べ床面積	建築物求積表を添付すること。
9. 立面図	1/100以上	建築物の最高の高さ・最高の軒の高さ	
10. 造成計画平面図	1/100以上	開発区域境界、切土・盛土の部分、擁壁の位置・種類・高さ、法面の位置・形状	土地利用計画図と兼用可
11. 造成計画断面図	1/100以上	開発区域境界、切土・盛土をする前後の地盤面、計画高	土地利用計画図と兼用可
12. 汚水・雑排水施設計画図	1/100	公共下水道等経路、浄化槽の位置・人員算定式	土地利用計画図と兼用可 放流の場合は放流同意書等を添付すること。
13. 雨水排水施設計画図	1/100	雨水排水施設の位置・排水経路 市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする場合は標準浸透樹の位置	土地利用計画図と兼用可 放流の場合は放流同意書等を添付すること。
14. 流量計算書		市街化調整区域内の自己の居住の用又は自己の業務の用に供する建築物を目的とする場合において標準浸透樹により処理する場合は計算不要	雨水の処理方法（貯留・浸透等）に応じた計算書を添付すること。 計算根拠（透水試験結果等）を添付すること。
15. その他記入すべき事項		敷地境界杭、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法	
16. 各種構造図	1/50	擁壁、浄化槽構造図、蒸発散槽構造図、浸透樹の構造図、フェンス等	

注）添付図書及び各図面への明示すべき事項は、計画内容により追加となる場合がございます。